

郵便番号 住所 氏名 NIC	水稲共済 加入意思確認欄 (必ずどちらかに ○をしてください)	加入申込日 令和 年 月 日
	1.加入する 2.加入しない	加入形態 1.個人 2.法人 3.団体

大地区名 _____ 小地区名 _____ TEL _____ 自動継続特約の有無 有 ・ 無

- ・ 定款及び事業規程を了知した上、農作物共済（水稲）について下記により加入申込み（変更の届出）を致します。定款等は【<https://www.nosaimie.or.jp>】を参照してください。
- ・ 加入申込書の記載事項は事実と相違ないこと、申込みができる農作物の全てであること及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。
- ・ なお、申込みにあたっては、農作物共済（水稲）重要事項説明書、金融商品販売法に係る重要事項に関する事項を必ず一読いただき、内容をご確認のうえ提出してください。控えが必要な場合は各自でコピーをとってください。

① 令和5年産に加入する引受方式等

(作付する全ての水稲が加入対象になります。一部引受除外する場合があります。)

用途	引受方式	補償割合	半損特約	災害収入共済方式の共済金額の選択割合	キログラム当たり共済金額選択順位	備考
主食・米粉用米	地域インデックス方式	9割	有	%	第1位	

② ①以外の引受方式等で加入する場合はご記入ください。

用途	引受方式	補償割合	半損特約	災害収入共済方式の共済金額の選択割合	キログラム当たり共済金額選択順位	備考
		割		%	第 位	
		割		%	第 位	
		割		%	第 位	
		割		%	第 位	

③ 全相殺方式及び災害収入共済方式における収穫量の確認方法

用途	収穫量の確認方法					乾燥調製作業の受託者又は売渡受託者等の名称等		
	乾燥調製受託者*	乾燥調製加入者	売渡受託者*	青申	その他	名称	住所	TEL

【*】「乾燥調製作業の受託者証明（受託者から共済組合へ提供）」又は「売渡受託者等証明」で収穫量を確認する場合の申告事項（確認の上チェックしてください）

当該乾燥調製作業の受託者（又は売渡受託者等）が、当該申込者が作業を委託した農作物の乾燥調製結果に関する書類（又は売渡受託者等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し）を、三重県農業共済組合に提供又は提示することの同意を得ていることを確約します。

【基準単収の設定方法】（該当する場合はチェックしてください。）

災害が近年連続して発生している等により近年の上記証明書類により基準単収を設定することが適当ではないことから、三重県農業共済組合が別の方法により本年産の基準単収を設定することを申し出ます。

④ 収穫時期

(1) 品種名	収穫時期	月	日	頃	(2) 品種名	収穫時期	月	日	頃
(3) 品種名	収穫時期	月	日	頃	(4) 品種名	収穫時期	月	日	頃
(5) 品種名	収穫時期	月	日	頃	(6) 品種名	収穫時期	月	日	頃

※ 確定申告（農業所得）をしていますか。 している場合は何色ですか。 青色 ・ 白色

郵便番号 514-0000	水稻共済 加入意思確認欄 (必ずどちらかに ○をしてください)	加入申込日 令和 5 年 2 月 1 日
住所 津市 000		加入形態 ① 個人 2. 法人 3. 団体
氏名 共済 太郎 様	① 加入する 2. 加入しない	
NIC		
TEL 0594-0-00 自動継続特約の有無 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		

- ・ 定款及び事業規程を了知した上、農作物共済（水稻）について下記により加入申込み（変更の届出）を致します。定款等は【<https://www.nosaimie.or.jp>】を参照してください。
- ・ 加入申込書の記載事項は事実と相違ないこと、申込みができる農作物の全てであること及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。
- ・ なお、申込みにあたっては、農作物共済（水稻）重要事項説明書、金融商品販売法に係る重要事項に関する事項を必ず一読いただき、内容をご確認のうえ提出してください。控えが必要な場合は各自でコピーをとってください。

① 令和5年産に加入する引受方式等

（作付する全ての水稻が加入対象になります。一部引受除外する場合があります。）

用途	引受方式	補償割合	半損特約	災害収入共済方式の共済金額の選択割合	キログラム当たり共済金額選択順位	備考
主食用米	地域インデックス方式	9 割	有	%	第 1 位	

② ①以外の引受方式等で加入する場合はご記入ください。

用途	引受方式	補償割合	半損特約	災害収入共済方式の共済金額の選択割合	キログラム当たり共済金額選択順位	備考
		割		%	第 位	
		割		%	第 位	

★ご記入について

水稻共済に加入する場合は、「1.加入する」に○をつけてください

	乾燥調製 受託者*	乾燥調製 加入者	売渡 受託者*	青 申	その他	名 称	住 所	TEL

- 【*】「乾燥調製作業の受託者証明（受託者から共済組合へ提供）」又は「売渡受託者等証明」で収穫量を確認する場合の申告事項（確認の上チェックしてください）
- 当該乾燥調製作業の受託者（又は売渡受託者等）が、当該申込者が作業を委託した農作物の乾燥調製結果に関する書類（又は売渡受託者等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し）を、三重県農業共済組合に提供又は提示することの同意を得ていることを確約します。
【基準単収の設定方法】（該当する場合はチェックしてください。）
 - 災害が近年連続して発生している等により近年の上記証明書類により基準単収を設定することが適当ではないことから、三重県農業共済組合が別の方法により本年産の基準単収を設定することを申し出ます。

④ 収穫時期

(1) 品種名 コシヒカリ	収穫時期 8月 30日 頃	(2) 品種名	収穫時期	月 日 頃
(3) 品種名	収穫時期	(4) 品種名	収穫時期	月 日 頃
(5) 品種名	収穫時期	(6) 品種名	収穫時期	月 日 頃

※ 確定申告（農業所得）をしていますか。 している場合は何色ですか。 青色 ・ 白色

農作物共済(水稲)重要事項説明書

この「説明書」は、農作物共済(水稲)への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項(契約概要・注意喚起情報)をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申し込みの際に共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意くださいいただきたい事項です。

「契約概要」の項目

1. 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

共済関係の成立について

- (1) 水稲共済の共済関係は、水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上の場合で、耕作を行う全ての水稲につき水稲共済に申し込み、これを組合が承諾することにより、共済関係は成立します。

※全相殺方式、災害収入共済方式(品質方式)を選択される場合は、収穫量のおおむね全量を客観資料等によって適切に確認できる農家のみ、ご加入できます。

- (2) 水稲共済に加入を希望する場合は、必要事項を記載した水稲共済加入申込書兼変更届出書(以下「加入申込書」という。)を事業規程に定められた期間に組合へ提出いただけます。

なお、正当な理由がないのに事業規程に定められた払込期限までに共済掛金が払い込まれなかったときは、共済関係が解除されます。また、加入申込書の記載内容の変更に伴い共済掛金の差額(増額)が発生した場合、正当な理由がないのに組合が指定する期日までに共済掛金が払い込まれなかったときは、共済金の全額についてお支払いすることができません。「正当な理由」とは、組合員の責めに帰すことができない理由であり、金融機関による事務処理遅延等加入者本人の故意や過失によらない外部の事情に基づくものに限られます。

- (3) 自動継続特約

加入資格者が水稲共済の申し込みをする際に、加入資格者の申し出により申込期間が終了するまでに、当該加入資格者から解除の意思表示がない場合は、当該申込期間に係る年産の水稲共済の共済関係の申し込みがあるものとする仕組みで、加入資格者の選択により付することができます。

- (4) 耕作に係る水稲が以下の事由に該当する場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、引受対象から除外させていただきます。

- ① 共済事故の発生が相当な確実さをもって見通されること。
- ② 基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- ③ 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ④ 穀実の収穫を目的としないこと、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。

2. 補償の内容(支払事由・免責・支払わない場合について)

加入方式と内容について

- (1) 全相殺方式

加入者の減収量(加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)が、加入者の基準収穫量の1、2、3割を超えるときに共済金を支払う方式。生産量の計量結果又は売渡数量を原則として過去5年間において、数量に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ、今後も適正に確認できるJA等に出荷すること、または、税務申告書類等(青色申告・白色申告)により過去5年間の数量及び当年産の数量の記載された資料を提供できることが条件です。

- (2) 半相殺方式

加入者の被害耕地に係る減収量の合計が、加入者の基準収穫量(加入者の耕地別基準収穫量の合計)の2、3、4割を超えるときに共済金を支払う方式。

- (3) 地域インデックス方式

統計単位地域ごとの統計単収を基に算出した減収量が、統計単位地域ごとの統計単収を基に算出した基準収穫量の1、2、3割を超えるときに共済金を支払う方式。

- (4) 災害収入共済方式(品質方式)

その年の実収量に品質指数を乗じる方法により算出した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9、8、7割)に達しないときに共済金を支払う方式。生産量のおおむね全量を原則として過去5年間において、数量及び等級に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ、今後もおおむね全量をJA等に出荷すること、または、税務申告書類等(青色申告)により過去5年間の数量と等級及び当年産の数量と等級の記載された資料を提供できることが条件です。

特約について

- (1) 一筆半損特約

一筆につき5割以上の減収量が見込まれる耕地について、坪刈りなどを行わずに5割相当の減収として共済金を支払う仕組みです。

一筆半損特約は加入者の選択により付することができます。

共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故(以下「共済事故」といいます。)は、次のとおりとなっています。

風水害、干害、ひょう害、冷害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による減収。

災害収入共済方式(品質方式)の場合は前記災害による減収又は品質の低下に伴う生産金額の減少。

支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 加入者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (3) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。)

共済金の支払いについて

(共済金：一般の保険金に相当するものです。)

- (1) 損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

ただし、組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金の支払額が削減されることがあります。

- ① 全相殺方式(類区分、加入者ごとに算定。)

共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量：加入者の減収量(加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)のうち、加入者の基準収穫量の1、2、3割を超えた数量(kg)

- ② 半相殺方式(類区分、加入者ごとに算定。)

共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量：加入者の被害耕地に係る減収量の合計のうち、加入者の基準収穫量(加入者の耕地別基準収穫量の合計)の2、3、4割を超えた数量(kg)

- ③ 地域インデックス方式の場合(類区分、加入者及び統計単位地域ごとに算定。)

共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量：統計単位地域ごとの統計単収を基に算出した減収量のうち、統計単位地域ごとの統計単収を基に算出した基準収穫量の1、2、3割を超えた数量(kg)

- ④ 災害収入共済方式(品質方式)(類区分、加入者ごとに算定。)

(共済限度額－当年産の生産金額)×共済金額÷共済限度額

共済限度額：基準生産金額×9、8、7割

類区分、加入者ごとに、災害による減収又は品質の低下を加味した実収量が、基準収穫量を下回り、かつ当年産の生産金額が共済限度額に達しない場合。

- ⑤ 一筆全損特約及び一筆半損特約(加入者が選択した場合のみ)に対する給付の特約

全損耕地又は半損耕地がある場合で、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式(品質方式)の共済金算定方法による共済金の額が、次のア、イの算式によって計算される額より少ないときは、ア、イの算式によって計算される額を共済金として支払います。

ア. 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式の特約支払の共済金
単位当たり共済金額×一筆全損特約共済減収量及び一筆半損特約共済減収量の合計

イ. 災害収入共済方式(品質方式)の特約支払の共済金

一筆全損特約生産金額の減少額及び一筆半損特約生産金額の減少額の合計×共済金額÷共済限度額

共済金が支払われない場合について

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害。
- (2) 損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 損害発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 加入者が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- (5) 水稲共済への申し込みの際、加入申込書に記入する事項について悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。
- (6) 農業保険法に基づき栽培方法に應ずる区分が定められた農作物につき、その栽培方法をその定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合の損害。
- (7) 植物防疫法の規定に違反した結果、生じた損害。

分割評価について

通常行すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から除きます。

農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還について

加入者は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができます。この場合において、当該解除の日（個人にあっては12月31日、法人にあっては事業年度開始日の前日）の翌日以後に共済責任期間が終了するものの共済掛金、賦課金については全額返還します。

3. 共済責任期間

共済責任期間について

本田移植期から収穫するに至るまでの期間です（ただし、その地域の通常の時期が原則です）。収穫とは適期に刈り取ることをいいます。ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。

4. 引受条件(共済金額等)

基準収獲量について

天候が平年並みで、肥培管理等が普通一般並みに行われた場合に見込まれる収量で、半相殺方式は耕地ごとの収量等級をもとに、10アール当たりの基準収獲量を算定します。全相殺方式は加入者の過去5年間のJA等の出荷実績または税務申告書類等に記載の収獲量をもとに、10アール当たりの基準収獲量を算定します。災害収入共済方式(品質方式)は、加入者の過去5年間のJA等の出荷実績または税務申告書類等をもとに、価格を指数化した「品質指数」を加味した上で10アール当たりの基準収獲量を算定します。地域インデックス方式は、統計単位地域における過去5年間の統計単収を基に算定します。

共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- (1) 全相殺方式の場合（類区分、加入者ごとに算定。）：単位当たり共済金額×加入者の基準収獲量の9、8、7割
- (2) 半相殺方式の場合（類区分、加入者ごとに算定。）：単位当たり共済金額×加入者の基準収獲量の8、7、6割
- (3) 地域インデックス方式（類区分、加入者及び統計単位地域ごとに算定。）：単位当たり共済金額×統計単位地域における統計単収を基に算出した基準収獲量の9、8、7割
- (4) 災害収入共済方式(品質方式)の場合（類区分、加入者ごとに算定。）：基準生産金額の40%以上、共済限度額以下の金額の範囲内で加入者が申し出た金額（共済限度額＝基準生産金額×補償割合）

引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額の選択について

- (1) 引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額は、類区分ごとに事業規程で定めるうち各々1つを選択できます。
- (2) 全相殺方式及び災害収入共済方式(品質方式)を選択される場合は、一定の加入要件があります。

5. 共済掛金等に関する事項

共済掛金について

- (1) 次のように算定します。
組合員負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率－国庫負担掛金
- (2) 共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の損害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。
なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率に組合員ごとの過去一定期間の損害率等により危険段階区分を設け、危険段階別共済掛金率を設定しています。

6. 共済掛金等払い込みに関する事項（払込方法・払込期日）

組合員負担共済掛金の払い込みについて

- (1) 組合員負担共済掛金の払い込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した掛金払込通知書をもって払い込みます。また払い込むべき金額には賦課金（事務費）を含んでいます。
- (2) 督促及び延滞金について
加入者が払込期限までに事務費賦課金を支払わないときは、督促状により期限を指定して督促いたします。
また、滞納に係る組合員負担共済掛金又は賦課金の額につき、年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金が課せられます。

7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

告知義務違反による解除について

加入の申込み当たっては、損害の発生に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知を怠ったり不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。また、解約返戻金はありません。

重大事由による解除について

- 次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。
- (1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
 - (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
 - (3) 組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

解除の効力について

解除は将来に向かってのみ効力を有しますが、告知義務違反による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、共済掛金不払の場合の共済関係の解除による場合は、解除がされた時までに発生した共済事故による損害、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

「注意喚起情報」の項目

1. 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

加入者の義務について

(1) 加入申込書の提出後の変更通知

加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたときは、速やかに組合までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

(2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われるときには、遅滞なく刈り取りする前に組合へ事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

(3) 損害防止の義務

水稲について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有します。また、損害防止に必要な措置について、組合から願う場合がありますのでご留意願います。

2. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済事業は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の額が削減されることがあります。

個人情報の取り扱いについて

加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受の判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために業務に必要な範囲で利用します。また、個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のための業務に必要な範囲で利用することがあります。

- (1) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 共済責任期間中において農業経営収入保険に移行する場合は、加入申請の際に重複加入を避けるため加入情報を提供します。また農業経営収入保険の保険期間開始前の被害についても事故発生通知を引き継ぐこととなるため被害情報を提供します。

金融商品販売法に係る重要事項

農作物共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき肥培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がないのに、払込期限までに掛金が払い込まれなかった場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえで、加入申込書をご提出ください。

お問い合わせ先

三重県農業共済組合 本所事業部 収穫共済課

TEL 059-224-0505